

京都市交通局管理規程 7-0 (京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

目次中「(第 32 条—第 38 条)」を「(第 32 条—第 38 条の 2)」に改める。

第 1 条中「京都市高速鉄道旅客運賃条例」の右に「(以下「条例」という。)」を加える。

第 38 条の次に次の 1 条を加える。

(その他乗車券の発売)

第 38 条の 2 前 7 条の規定にかかわらず、条例第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定に基づき、特別の運送条件、発売場所及び発売日等 (以下「特別の運送条件等」という。) を定めた乗車券を発売することができる。

2 特別の運送条件等については、管理者が別に定める。

第 68 条第 3 項中「伝染病予防法第 18 条第 3 項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)」に改める。

附 則

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)